

陳 情 文 書 表 (令和8年9月3日定例会提出)

陳情第33号

選挙運動における買収及び公職選挙法違反の疑いに関する調査の依頼

令和8年8月19日受理

陳情者 ●●●●●●●●●●●●●●●●

清水朝弘

陳情の趣旨

令和7年7月に執行された奈良市議会議員選挙における、候補者及びその運動員による公職選挙法に抵触する可能性が高い利益供与及び収支報告の不備について、厳正な調査及び適切な対応を求めます。

警察への相談経緯と本陳情に至る経緯

本件に関し、令和7年12月10日に奈良県奈良警察署（刑事第二課 警部補）へ事実関係の相談及び情報提供を行いました。が、事案発生から約5か月が経過しており店舗の防犯カメラ映像等の客観的証拠の保全が困難であることなどを理由に、積極的な捜査や対応には至りませんでした。しかしながら、公職選挙法違反の疑いという民主主義の根幹に関わる問題をこのまま見過ごすことはできないため、議会としてのしかるべき調査及び適切な対応を求め、本陳情を提出するに至りました。

陳情の理由

本陳情は、陳情者自身が選挙運動の現場において直接見聞きした事実及び情報公開請求により取得した「選挙運動費用収支報告書」の公的な記載内容に基づき提出するものです。当該選挙期間中及びその前後において、候補者側による有権者及び選挙運動員に対する金銭・物品・飲食の供与が組織的かつ継続的に行われていた疑いがあります。詳細は以下の通りです。

1. 選挙運動員に対する飲食費などの供与（買収の疑い）

選挙運動の見返りとして、運動員に対して飲食代（焼き肉、すき焼き、奈良健康ランド利用料等）を全額または一部を供与する行為が確認されています。

- ・ A氏：収支報告書では「無償」と記載されているにもかかわらず、選挙期間中及び期間前に複数回、候補者より飲食代及び健康ランド利用料代の供与を受けていた。
- ・ B氏：同様に「無償」と記載されているが、期間中に飲食代及び健康ランドなど利用料の供与を受けていた。

- ・その他の運動員：最終日に活動した九州からの応援団や、その他の関係者に対しても、候補者側から飲食もしくは健康ランド利用料の提供が行われていた。

2. 選挙運動費用収支報告書の虚偽記載の疑い

- ・C氏（東京都在住）：現地動員や現場での具体的な選挙運動の実態がない（電話での助言等にとどまる）にもかかわらず、収支報告書上には「5日間、無償で選挙運動に従事した」旨が計上されており、実態と著しく乖離している。

3. 買収を認識した指示・工作行為

候補者及びその妻は、買収の事実を隠蔽するため、以下のような工作を行っていた証言があります。

- ・「おまえが払ったことにしとけ」といった口裏合わせの強要。
- ・車内等で現金を渡し、第三者（主に候補者妻）に支払いを代行させることで、候補者からの供与という記録を残さないようにする行為。
- ・「奈良市民は買収になるから駄目だが、市外の人はいいい」といった、公職選挙法を意図的に潜脱しようとする発言。

4. 事後買収（商品購入による対価供与）の疑い

- ・ならファミリーの女性販売員：無償でうぐいす嬢に従事した後、同人の勤務先店舗にて候補者が数千円以上の商品買上げ（利益供与）をしており、事後買収の疑いがある。

5. 選挙カー運転手手当における公費負担請求の不正・虚偽記載の疑い

公費負担請求において、選挙カーの運転手手当として特定の1名に対し7日分の公費請求が行われています。しかしながら、以下の事実から当該請求は実態と異なる虚偽の請求である疑いがあります。

- ・陳情者本人の直接の目撃：選挙期間中のうち4日間、陳情者自身が現場にて活動に従事・同行していた際、連日候補者本人が選挙カーを運転していた事実を直接確認しています。
- ・候補者本人の公言：候補者の妻が行ったT i k T o kライブ配信において、候補者本人が「誰も運転できる者がいなかったため、自分がずっと運転していた」旨を明言・発言しています。

公職選挙法に基づき、候補者本人に対する運転手手当の支払いや公費請求は認められていません。仮に外部の第三者1名名義で請求しつつ、実際の運転の大部分を候補者本人が行っていたのであれば、公費負担制度の不当な受給（架空・水増し請求）及び収支報告書の虚偽記載に該当する可能性が高いと考えられます。

以上のとおり、当該選挙において公職選挙法で厳格に禁止されている買収行為が行われて

いた疑いが極めて濃厚です。これらは民主主義の根幹を揺るがす重大な不正であり、放置することは看過できません。つきましては、関係者への聴取を含め、徹底的な事実解明と厳正な調査を強く求めます。